障害福祉NEWS

2020年8月 通巻No. 29 頒価 100円

目次

【国内ニュース】

- ・[厚労省] 障害者法定雇用率を2021年3月1日から0.1%引き上げ
- ・ [厚労省] 使用者による障害者虐待の状況等について公表
- 「厚労省」国の機関の障害者就労施設等からの調達実績(速報値)を公表
- ・ 「内閣府」 令和2年版年度版障害者白書を発行
- ・[文科省] 障害者活躍推進プランの取組状況と新たな追加のプランを公表
- 「国交省」今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会を開催
- ・ [国交省] 認知症の人への接遇ガイドライン作成のための検討会を開催
- 「国交省〕知的・発達障害者の公共交通の利用支援に関する検討会を立上げ
- ・[国交、厚労、法務省] 住まい支援の連携強化のための連絡協議会を開催
- 「総務省」災害時の放送の確保に関する検討分科会報告書を公表
- 「宮崎県」ユニバーサルツーリズムセンター開設
- ・ 「埼玉県」災害時の栄養・食生活支援活動に関して栄養士会と連携協定
- ・ [岐阜県] 新型コロナウイルス感染症発生時の入所施設の相互支援に関する覚書を締結
- [福祉機器] GoogleがLookoutの機能を強化

【海外情報】

- ・「米国」トランプ大統領がADA30周年記念日を宣言
- 「米国」全米ろう者協会がコロナウィルスに関する放送でホワイトハウスを訴え
- ・ [英国] 教育、医療、介護のニーズの評価と計画に関するガイダンスを公表
- ・ [英国] ユニバーサルクレジットの修正規則施行
- ・[ドイツ]連邦統計局が障害者数を公表
- ・[オーストラリア]コロナ対策でマスク等の購入を国民障害保険制度の対象に
- 「ベトナム」首相が障害者支援プログラムを承認
- ・ 「インドネシア] 国家障害委員会の設立を準備

【情報フォルダー】

・第1回「リハ協カフェ」が開催されました



[厚労省]障害者法定雇用率を2021年3月1日から0.1%引き上げ

令和2(2020)年8月21日、第98回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、令和3年3月1日から、障害者法定雇用率をそれぞれ0.1%引き上げることが承認されました。

障害者法定雇用率は、平成 30 年の障害者雇用 促進法改正時に同法施行令により、民間企業 2.2%、国や地方自治体等 2.5%、都道府県等の教 育委員会 2.4%となりましたが、政令の施行日(平 成 30 年 4 月 1 日)から起算して 3 年を経過する日 よりも前に 0.1%引き上げるとされていました。

厚労省の原案では、令和3年1月1日から実施の予定でしたが、使用者側委員から新型コロナウイルス感染症による経済危機等を理由に最大限後倒ししてほしいという要望があり、令和3年3月1日の実施となりました。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13025.html

民間企業 2.2%→2.3% (令和3年3月1日から) 国や地方自治体等 2.5%→2.6%

都道府県等の教育委員会 2.4%→2.5%

[厚労省]使用者による障害者虐待の状況等について公表

令和 2(2020)年 8 月 28 日、厚生労働省は、「令和元年度使用者による障害者虐待の状況等」のとりまとめ結果を公表しました。

障害者虐待防止法第 28 条に基づき、都道府県 労働局が把握した使用者による障害者虐待の状 況等を厚生労働省がとりまとめたものです。

とりまとめ期間は、通報・届出については、平成31年4月1日~令和2年3月31日の間に通報・届出のあったもの、対応結果については、同期間に対応が完了したものとなっています。

結果のポイントは次の通りです。

- ①通報・届出のあった事業所数、通報・届出の対象となった障害者数はいずれも前年度と比べ減少。
- ·通報·届出のあった事業所数 1,458 事業所(前年度比 12.0%減)
- •通報・届出の対象となった障害者数 1,741 人(同 10.4%減)
- ②虐待が認められた事業所数、虐待が認められた 障害者数はいずれも前年度と比べ減少。
- ・虐待が認められた事業所数 535 事業所(前年度 比 1.1%減)

・虐待が認められた障害者数 771 人(同 14.3%減) ③受けた虐待の種別では、経済的虐待が 686 人 (84.8%)と最も多く、次いで心理的虐待が 64 人 (7.9%)、身体的虐待が 30 人(3.7%)。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_0 0005.htm

[厚労省]国の機関の障害者就労施設等からの調達実績(速報値)を公表

令和 2(2020 年 8 月 27 日、厚生労働省は、令和元年度「国の機関における障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達実績(速報値)」を公表しました。

障害者優先調達推進法(平成24年法律第50号) に基づき、国の機関から通知のあった障害者就労 施設等からの物品等の調達実績を集計したもので、 その概要は次のとおりです。

- ○令和元年度の調達実績の合計:(件数)6,296 件、 (金額)9.8 億円
- 〇調達額は、前年度比 10.2%増(約 0.9 億円増)であり、法施行(平成 25 年)から 6 年連続で、過去最高を更新。
- 〇調達内容で、物品の調達額は約 3.7 億円、役務の調達額は約 6.0 億円。品目は、印刷(役務)と事務用品・書籍(物品)の金額が大きく、この 2 品目で全体の約 5 割を占める。

[内閣府]令和2年版年度版障害者白書 を発行

令和 2(2020)年 7 月 30 日、内閣府は令和 2 年版 障害者白書を発行しました。障害者白書は、障害 者基本法第 13 条に基づき、政府が毎年国会に提 出する「障害者のために講じた施策の概況に関す る報告書」です。平成 6 年から実施されています。

令和 2 年版障害者白書のポイントは、次のよう になっています。

- ○障害への理解促進·交流等の取組や心のバリアフリー等の推進、各分野における障害者施策を掲載
- ○教育、雇用、生活、まちづくり、情報・意思疎通など、官民の取組、具体事例を40項目のトピックスで紹介

また、新型コロナウイルス感染症への対応についても記載されています。

同白書の目次は下の通りです。

第 1 章 障害のある人に対する理解を深めるため の基盤づくり

第1節 広報・啓発等の推進

第2節 障害を理由とする差別の解消の推進 第3節 東京オリンピック・パラリンピック競技大 会を契機とした取組

第2章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節 障害のある子供の教育·育成に関する施 策

第2節 雇用・就労の促進施策

第3章 日々の暮らしの基盤づくり

第1節 生活安定のための施策

第2節 保健・医療施策

第4章 住みよい環境の基盤づくり

第 1 節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策

第 2 節 障害のある人の情報アクセシビリティを 向上するための施策

第5章 国際的な取組

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

補章 新型コロナウイルス感染症への対応

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

lhttps://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index -w

[文科省]障害者活躍推進プランの取組 状況と新たな追加のプランを公表

「文部科学省 障害者活躍推進プラン」は、障害者の活躍推進のために文部科学省が重点的に取り組むべきプランで、平成 31(2019)年1月から 4 月にかけて 6 つのプランが順次公表されてきました。

令和 2(2020)年 7 月 31 日、文部科学省は、令和 2 年 7 月時点での同プランのこれまでの取組状況に ついてとりまとめるとともに、新たに 7 番目のプラン を公表しました。

取り組み状況については、これまでの下の6つの プランにおいてすべて概ね順調に進んでいるとの ことです。

- 1. 障害のある人とともに働く環境を創る~文部科学省における障害者雇用推進プラン~
- 2. 発達障害等のある子供達の学びを支える~共生に向けた「学び」の質の向上プラン~
- 3. 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する~障害者の生涯学習推進プラン~
- 4. 障害のある人の文化芸術活動を支援する~障害者による文化芸術活動推進プラン~
- 5. 障害のある人のスポーツ活動を支援する~障害者のスポーツ活動推進プラン~
- 6. 障害のある人が教師等として活躍することを推進する~教育委員会における障害者雇用推進プラン~

また、第 7 番目の推進プランは、「障害のある人の大学等の学びを支援する~高等教育の学びの推進プラン~」で、障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することができ、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指すとしています。その内容には、①大学間連携等による障害学生支援体制の強化、②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発等が含まれています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_002 81.html

[国交省]今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会を開催

令和 2(2020)年 8 月 27 日、国土交通省は、第1回 「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関 する検討会」を開催しました。

検討会の目的は、近年における社会保障制度の変化、介護者の高齢化等を踏まえ、効果的、かつ、きめ細かい被害者救済対策のあり方について、医療、福祉、保険、法律の専門家や被害者団体、遺族団体の方々とともに、検討するとしています。

第 1 回検討会では、検討会の設置目的、国土交通省の自動車事故被害者救済対策、自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識、被害者救済対策に係る令和 3 年度における取組み(案)、検討会における論点(案)、検討会の進め方(案)等について議論されました。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000079. html

[国交省]認知症の人への接遇ガイドライン作成のための検討会を開催

令和 2(2020)年 8 月 3 日、国土交通省は、第 1 回「公共交通事業者等における認知症の人への接遇ガイドライン作成のための検討会」を開催しました。

令和元年 6 月に認知症施策推進関係閣僚会議がとりまとめた「認知症施策推進大綱」において、「認知症の人対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する」こととされたことから、認知症の人への対応の取組事例を収集・分析し、その結果を踏まえ、公共交通事業者等

に向けた接遇ガイドラインの別冊(認知症編)を作成することを目的として本検討会が設置されたとのことです。

なお、これまで国交省では、平成30年5月に交通モード毎の特性や様々な障害の特性等に対応した「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を策定し、業界単位で接遇ガイドラインを展開するとともに公共交通事業者による実施を促進してきました。

委員には、有識者、障害者団体、公共交通事業者、国土交通省各局の担当課長などが名を連ねています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_00 0248.html

[国交省]知的・発達障害者の公共交通の利用支援に関する検討会を立上げ

令和 2(2020)年 7 月 29 日、国土交通省は、第 1 回「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の 利用支援に関する検討会」を開催しました。

知的障害や発達障害のある人等は、外出することに不安を感じたり、いつもと違う状況になるとパニックになってしまったりする傾向にあるため、外出に対する不安を軽減し、安心して公共交通で外出できる環境を整備することが重要であるにもかかわらず、利用体験の実施方法等のノウハウが無い公共交通事業者に十分浸透していないことから、公共交通事業者による自主的な利用体験の実施を促すため、公共交通事業者向けの知的・発達障害者等を対象とした利用体験実施マニュアル作成について検討するとのことです。

検討会は、有識者、障害者団体、公共交通事業 者、国土交通省等がメンバーになっています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_00 0245.html

[国交、厚労、法務省]住まい支援の連携強化のための連絡協議会を開催

令和 2(2020)年 8 月 3 日、国土交通省、厚生労働省及び法務省は、第1回「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催しました。

この連絡協議会は、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する人々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等

のより一層の緊密な連携を図るため、国土交通省、 厚生労働省と法務省の関係局(局長級)及び各関 係団体で情報共有や協議を行うものです。

平成 28 年度~平成 30 年度において、国土交通 省及び厚生労働省の局長級を構成員とし計 5 回開 催した「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡 協議会」を発展的に改組したものです。

構成員には、行政から厚生労働省の子ども家庭局長、社会・援護局長、同局障害保健福祉部長、老健局長、国土交通省の住宅局長、法務省の矯正局長、保護局長が参加しています。また、関連団体として、低所得者、高齢者、児童、母子、更生保護、住宅関連の団体が参加しています。

第1回は Web 会議形式で開催されました。 詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00048.html

[総務省]災害時の放送の確保に関する 検討分科会報告書を公表

令和 2(2020)年 7 月 31 日、総務省は、「災害時の放送の確保に関する検討分科会」(座長:多賀谷一照 千葉大学名誉教授)」がとりまとめた「放送を巡る諸課題に関する検討会 災害時の放送の確保に関する検討分科会報告書」を公表しました。

同報告書は、104 ページのボリュームがあり、本 文 22 ページ、残りは参考資料になっています。

本文の目次は、次のとおりです。

第1章 検討の背景・課題

- 1 災害時における放送の役割
- 2 放送設備の災害対策に関する制度
- 3 近時の災害による放送への影響
- 4 情報難民への対応
 - (1)高齢者
 - (2)外国人
- (3)条件不利地域

第2章 これまでの取組について

- 1 総務省の取組
 - (1)ケーブルテレビ関係
 - (2)地上放送関係
- 2 放送事業者の取組
 - (1)ケーブルテレビ事業者
 - (2)地上放送事業者
- (3)ケーブルテレビ事業者と地上放送事業者の連携

第3章 今後取り組むべき事項

- 1 放送インフラの耐災害性強化
- 2 地域における関係者間の連携強化
- 3 情報難民の解消に向けた取組

- (1)高齢者への情報提供
- (2)外国人等への情報提供
- (3)条件不利地域への情報提供
- 4 小括

第4章 まとめ

障害者は、外国人等のなかに含まれています。 なお、参考資料には各事業者の取り組みが紹介 されています。また、意見募集の結果も公表されて います。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02r yutsu12_04000188.html

[宮崎県]ユニバーサルツーリズムセンター開設

令和 2(2020)年 8 月 3 日、宮崎県は、宮崎ユニバーサルツーリズムセンターの開設を公表しました。高齢者や障がい者、ベビーカーの家族連れなど、誰もが制約を感じずに気兼ねなく旅行ができるための取組の一環として、公益財団法人宮崎県観光協会(宮崎市錦町 1 番 10 号宮崎グリーンスフィア壱番館 3 階)内に開設されました。

同センターの主な業務は、①観光地や宿泊施設等について、バリアフリー等に係る一般の方からの問合せ対応、②県ホームページ「みやざきアクセシビリティ情報マップ(外部サイトヘリンク)」について、観光情報に係る更新・追加のための調査、③県内観光事業者等を対象としたユニバーサルツーリズム研修会の実施等となっています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kanko-suishin/kan ko/miryoku/universal-tourizm/centeropen.html

[埼玉県]災害時の栄養・食生活支援活動に関して栄養士会と連携協定

令和2(2020)年8月25日、埼玉県は、地震、風水 害等の災害のために避難所や仮設住宅等で生活 する被災者に対する栄養・食生活支援活動に対す る支援を受けるために、公益社団法人埼玉県栄養 士会と協定を締結しました。同栄養士会から支援 を受ける活動は次の通りです。

- ・被災者(要配慮者含む)への巡回個別栄養相談
- ・避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養・健康教育
- ・特殊栄養食品(食物アレルギー対応食品、乳児 用ミルクや高齢者用食品、病者用食品等)の提供 に係る支援 等

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/ 2020/0820-01.html

[岐阜県]新型コロナウイルス感染症発生時の入所施設の相互支援に関する 覚書を締結

令和 2(2020)年 8 月 18 日、岐阜県は、「岐阜県高 齢者・障がい者入所施設新型コロナウイルス感染 症対策検討会議」での検討結果を受け、高齢者分 野と障害者分野が一体となって施設での感染発生 時の相互支援をするための覚書を事業者団体と 締結しました。

相互支援の内容は、施設内感染の発生時に次の支援を実施するというものです。

- ・感染発生施設に職員派遣した同一法人施設への応援職員の派遣
- ・感染発生施設の負担軽減に向けた併設サービスの利用者を受入れ
- ・食事提供等が困難となった感染発生施設に対する食事提供等の支援

相互支援に関する覚書を締結した事業者団体は、 岐阜県老人福祉施設協議会、岐阜県老人保健施 設協会、岐阜県グループホーム協議会、岐阜県知 的障害者支援協会、岐阜県身体障害者福祉施設 協議会の5団体です。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_1121 5/nyushosisetusogosienooegaki.html

[福祉機器]Google が Lookout の機能を 強化

2020 年 8 月 11 日、Google は、Android 端末の 5 つの機能強化について発表しました。その 5 つの中に視覚障害者用の読み上げアプリ「Lookout」の機能強化があります。

「Lookout」は、画面に映し出された人、モノなどを識別したり、文字を読み上げたりして、視覚障害者の周囲の環境を説明してくれるアプリです。スマートホンを首からぶら下げたりシャツのポケットに入れて、前方を撮影する状態にしておくことを Google は推奨しています。

今回機能強化されたのは、食品の識別機能を高めたことと、長文の読み上げに対応したことです。

食品の識別機能では、単に商品の種類だけではなく、商品の詳細も説明します。例えば、「マスタード」だけではなく、「ピックルス入りマスタード、14 オンス」など説明します。単にラベルを読み上げるだけでなく、商品のデータベースをもっていて、バーコードなども活用しながら解説を加えるようです。

また、長文の読みについては、スナップショットで

文書全体を撮影することでスクリーンリーダーのように読み上げるというものです。

「Lookout」は、英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、スペイン語に対応していますが、今回の強化は英語のみであるとのことです。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島) https://blog.google/products/android/five-new-a ndroid-features--/

海外情報

[米国]トランプ大統領が ADA30 周年記 念日を宣言

2020年7月24日、ドナルドトランプ大統領は、「障害のあるアメリカ人法(Americans with Disabilities Act: ADA)」の30周年にあたる2020年7月26日をADA30周年記念日とする宣言を発表しました。

本年は、ADA 成立 30 周年にあたり、米国ではさまざまなイベントが行われており、この宣言もその一環です。

宣言では、「ADA のこの画期的な記念日に、我々はアメリカのすべての障害者の完全なインクルージョンにコミットする。同時に、私たちは障害のあるアメリカ人が彼らの潜在能力を最大限に活用することを妨げる障壁を取り除き続ける」としています。

宣言の中で、トランプ大統領は、自身の障害者政策に関して、コロナウィルス対策として高齢者と障害者に対する在宅ケアの確保や感染予防策のために 10 億ドル確保したこと、迅速に職場復帰を果たせるための「傷害/疾病後の雇用と才能の維持ネットワーク(Retaining Employment and Talent after Injury/Illness Network: RETAIN)」プロジェクトに取り組んでいること、人的ニーズの高い産業における「見習い雇用インクルージョンモデル(Apprenticeship Inclusion Models: AIM)」プロジェクトを推進していることを取り上げています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-anniversary-americans-disabilities-act-2020/

[米国]全米ろう者協会がコロナウィルス に関する放送でホワイトハウスを訴え

2020 年 8 月 3 日、全米ろう者協会(National Association of the Deaf:NAD)は、コロナウイルスに関する記者会見やブリーフィングのテレビ放映に手話通訳をつけることを求めて、トランプ大統領と

ホワイトハウスに対し訴訟を起こしました。

NAD によれば、50 州の知事全員がコロナウィルスに関するブリーフィングに手話通訳をつけているにもかかわらず、ホワイトハウスは一度もそうしたことがなく、それはリハビリテーション法第 504 条に違反していると主張しています。同法により、ホワイトハウスからのすべての情報は障害者にアクセシブルでなくてはならないとされており、刻々変わる公衆衛生上の危機する情報に関しては特に必要であるとしています。ネットワーク放送によるライブ配信には字幕がついていますが、正確ではなく、特に手話を第一言語にする聴覚障害者は利用できないとのことです。

1880年に設立された全米ろう者協会(NAD)は、米国手話(ASL)を主な言語とする数十万人を含む、米国の4,800万人の聴覚障害者の市民的、人間的、言語的権利を保護する国内有数の公民権団体とのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.nad.org/2020/08/03/nad-sues-white -house/

[英国]教育、医療、介護のニーズの評価と計画に関するガイダンスを公表

2020年7月30日、英国教育省は、「教育、医療、介護のニーズの評価と計画:コロナウイルスに関連する一時的な立法上の変更に関するガイダンス(COVID-19)」を公表しました。原語では、「Guidance - Education, health and care needs assessments and plans: guidance on temporary legislative changes relating to coronavirus (COVID-19)」となっています。

コロナウイルスに対応するために、教育、医療、介護分野におけるニーズ評価と計画に関して、2020年5月1日から地方自治体が関連法の柔軟な運用ができるようにしたのですが、その取扱いについて具体的に説明したものです。

内容は、次の2つです。

- ・「特殊教育のニーズと障害(コロナウイルス)(修正)規則 2020(Special Educational Needs and Disability (Coronavirus) (Amendment) Regulations 2020)」により修正された法令の内容
- ・「2014 年児童家族法(Children and Families Act 2014)」第 42 条の取り扱い

英国では、教育、医療、介護の分野(Education, health and care: EHC)において、ニーズ評価と支援計画等の作成を自治体に義務付けていますが、コロナウイルスの影響で、決められた期間に評価ができなかったりすることがありうるので、そういった

ときの対応について解説しています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-the-law-on-education-health-and-care-needs-assessments-and-plans-due-to-coronavirus/education-health-and-care-needs-assessments-and-plans-guidance-on-temporary-legislative-changes-relating-to-coronavirus-covid-19

[英国]ユニバーサルクレジットの修正規 則施行

2020 年 8 月 5 日、「ユニバーサルクレジット(教育を 受けていない 要件の例外)(修正)規則 2020(Universal Credit (Exceptions to the Requirement not to be receiving Education) (Amendment) Regulations 2020」(SI.No.827/2020) が施行されました。

ユニバーサルクレジットは、失業や、障害等により働けないために所得が減った時に生活費を補助 する手当制度です。

英国には、所得を補うためのさまざまな手当制度がありますが、それらを一元化するためにユニバーサルクレジットが創設されました。現在、Child Tax Credit、Housing Benefit、Income Support、income-based Jobseeker's Allowance (JSA)、income-related Employment and Support Allowance (ESA)、Working Tax Credit のような手当をユニバーサルクレジットに移行しつつあります。

障害者の場合は、働けないときには、ユニバーサルクレジットの対象になりますが、いくつかの例外規定があって、その一つに、教育を受ける場合は、ユニバーサルクレジットの申請前に労働能力評価(Work Capacity Assessment:WCA)を受けて、労働能力制限(limited capability for work:LCW)が認定されていなければならないということがあります。

「ユニバーサルクレジット規則 2013(Universal Credit Regulations 2013)」は、この例外規定があいまいで、運用がまちまちであったことから今回の修正規則では、それを明確にしました。

詳細は、下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/827/ma de

[ドイツ]連邦統計局が障害者数を公表

2020 年 6 月 24 日、ドイツ連邦統計局 (Statistisches Bundesamt)は、2019 年末の障害者統計を公表しました。

それによると、ドイツに住んでいる重度障害者の 数は全体で約790万人で、2017年末に比べて、13 万 6 千人(1.8%)増加したとのことです。対人口比は、 9.5%となります。

男性 50.4%、女性 49.6%で、年齢別では、65 歳以上が 452 万人で、57%を占めています。詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2020/06/PD20_230_227.htm

[オーストラリア]コロナ対策でマスク等の購入を国民障害保険制度の対象に

2020 年 7 月 25 日、連邦政府は、国民障害保険制度(National Disability Insurance Scheme: NDIS)を活用してマスク、手袋、手指消毒液等の個人用保護用具を購入できるようにすると発表しました。

この措置は、コロナウィルスへの感染防止のための一時的な対応で、対象は、ニューサウスウェールズ州とビクトリア州の加入者で、定期的に密接な物理的接触を伴う対面支援を受けている人となっています。

また、支援付き自立生活(Supported Independent Living)をしている加入者については、清掃サービスについても利用できるようにするとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.ndis.gov.au/coronavirus/advice-victo ria

[ベトナム]首相が障害者支援プログラムを承認

2020年6月8日、労働・傷病兵・社会問題省は、 Nguyen Xuan Phuc 首相が2021年から2030年までの障害者支援プログラムを承認する決定に署名したことを発表しました。このプログラムは、国連障害者権利条約とベトナムの障害者法の実施を促進し、障害のある人々の生活の質を向上させ、社会活動に平等に参加できるようにするとともに、バリアフリーの環境を構築し、正当な権利を確保し、最善を尽くすことができるよう支援することを目的としています。

プログラムでは、2026 年から 2030 年までに、障害のある人の 90%近くが医療サービスを受けられ、障害のある子どもたちの 90%が教育を受けられるようになります。また、障害者のうちの 30 万人近くが職業訓練を受けられるようになります。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島) http://english.molisa.gov.vn/Pages/News/Detail.as px?tintucID=222957

[インドネシア]国家障害委員会の設立 を準備

2020年6月27日付ジャカルタ・ポストの記事によ

れば、2020年6月8日に発出された大統領規則第68/2020号が、国家障害委員会(KND)を社会省の管理下に置こうとしているのではないかという懸念が広がっていることに対して、ジュリアリ・バトゥバラ社会相は2020年6月23日にそれを否定する声明を出したとのことです。

KND は、障害者の権利を監視し、保障し、擁護する機関で、同相によれば、障害者法(法律第8/2016号)に基づき設置の手続きが行われており、

社会省は現在、2021 年に設立できるよう予算案を 準備しており、また、KND の委員を任命するための 選考委員会を設置する準備を進めているとのこと です。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.thejakartapost.com/paper/2020/06/ 26/minister-responds-to-concerns-over-disabiliti es-commission.html

情報フォルダー

第1回「リハ協力フェ」が開催されました

東京農業大学 教授 杉原たまえ

2020年8月21日13時半より、リモート(ZOOM)を利用した第1回「リハ協力フェ」が開催されました。冒頭、君島淳二氏より本年6月に日本障害リハビリテーション協会常務理事に就任した挨拶を兼ねて、カフェ開催のご挨拶をいただきました。今年度は、新型コロナ禍により国際リハビリテーション協会の活動も限定されている中、昨年度開催したRIアジア太平洋地域会議(マカオ)の報告会やバングラデシュからの来訪・報告会のような活動を継続するために、オンラインを駆使した「リハ協力フェ」が立ち上がったことが紹介されました。1時間半の開催時間内に、以下2本のご報告がありましたのでその要旨と質疑応答の概要をご紹介いたします。

報告1 「証言:RI の盛衰—転換期となった 1980 年総会・第 14 回世界会議—」 松井 亮輔氏:公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 副会長・法政大学 名誉教授・ RI 日本ナショナルセクレタリー

ご経験をもとに「証言」という形で、1922 年にシカゴで設立された国際リハビリテーション協会(以下 RI)の「盛衰」についてご報告いただきました。

【要旨】1969年のRI総会および第11回世界会議(於:ダブリン)では「リハビリテーションの10年」宣言および国際シンボルマークが採択されるとともに、とくに途上国の障害者を支援するため「地域に根差したリハビリテーション(CBR)」の実践が紹介された。同宣言は、1968年にRI事務局が各国加盟団体の協力を得て実施した調査結果から人口10人に一人が「障害者」であることが明らかになったことを踏まえたものである。この調査結果は、ユニセフなどがその後障害問題について国際的啓発キャンペーンを展開するきっかけとなった。また、CBRでは、障害者の4分の3



がリハビリテーションサービスへのアクセスが困難な途上国の農村部で生活していることが強調された。こうした RI の取り組みも参考に、WHO は 1978 年にヘルスケアと介入に CBR アプローチを優先する「アルマ・マタ宣言」を採択した。さらに、1976 年の国連総会では「障害者権利宣言」(1975 年採択)を国際的に周知するため、1981 年を「国際障害者年」(そのテーマは「完全参加と平等」)とすることが採択された。そして「完全参加と平等」の実現を目指す行動計画の策定作業でも RI は、国連事務局からの要請を受け協力した。

1980年にカナダのウィニペグで開かれたRI総会では、「規約改正」と(同世界会議で公表される、国連障害者の十年・世界行動計画のたたき台ともいうべき)「80年代憲章修正」が一部加盟団体から提案された。前

者の提案は、RI の意思決定にかかわる役員の過半数を障害者当事者から選ぶというものであり、後者は、同憲章に掲げられている「平等な参加」から「機会均等化」への修正提案であったが、いずれも否決された。こうした総会での提案否決が、同総会および世界会議にあわせて同じホテルで開催された、国連主催の国際障害者年準備会合に参加した 250 人以上の各国の障害者リーダーによる「障害者インターナショナル(DPI)」設立(1981 年シンガポール)の契機となった。その後、障害者権利条約の制定を求める「第三千年紀宣言」が採択された 1999 年総会(ロンドン)を経て、2000 年には「障害者の権利に関する世界障害 NGO サミット」が RI のイニシアティブにより北京で開催された。これらの一連の RI の取組が、2006 年国連総会での障害者権利条約採択につながったともいえる、その意味では障害分野で RI の果たして来た役割は高く評価できる。

しかし、障害者権利条約の制定過程以降、障害者の完全参加と平等実現に向けて障害当事者および当事者団体のエンパワメントへの支援が重視される新しい国際環境のなかで、RI がどのような役割をになっていくのかについて、組織内で十分なコンセンサスができていない。そのため、国際舞台でその立ち位置を明確化できず、障害者権利条約の履行と支援に積極的な役割を果たしている国際障害同盟(IDA)や国連といった主要組織と連携が十分とれないことにつながっている。さらに、RI 組織内部の問題として、①障害当事者団体の中には、専門家主導のアプローチへの拒否反応が強くあるなど、RI に加盟している支援団体と当事者団体の混在が組織としての方向性を曖昧にしていること、②本部事務局が深刻な財政難に陥り、会員へのサービスが低下したこと、③加盟団体自体が弱体化したこと、④国連本部近くに本部事務局を置きながら事務局体制が弱体化したため、その地理的メリットを、国連との密接な連携に活かせていないこと、などがあげられる。

1970 年代から 80 年代の黄金時代を経て、2000 年代に入って存続が危惧されるようになった RI。こうした RI の課題を直視し、その現状打開に向けて日本の RI 加盟団体として、国際レベル、アジア太平洋地域レベル、国内レベルでの積極的な貢献が望まれる。

【質疑応答】

- * 弱体化の一要因となった団体の体力について;会費徴収は団体運営上の共通課題。EU が財政サポートしている「国際障害同盟(IDA)」は、スタッフ数も多く、途上国に出向く活動などを活発に行っている。それに対して RI は運営が弱体化していて、かつてあった途上国会員への連帯基金的サポートも維持できなくなっている。RI の会費は、国の国連拠出金に比例した額となってきたが、会費を払えない会員が増えた結果、それが運営上の大きな課題となっている。
- * RI の今後について: IDA などは国連とタッグを組み、権利条約の履行を推進するという明確な目的のもとに活動している。一方、RI は今後、リハビリテーションを主軸に据えていくべきなのかという問いに対し、「日本では、リハビリは医学的なものとして捉えられがちであるが、本来は社会を含めた総合的な概念を有している。当事者の意思を尊重した必要なサービスを地域の中で総体的・総合的に提供できる仕組みをまずは各国内で確立していくことが大事であり、RI としてやるべき課題はまだ多い。」との応答がなされた。
- *リハビリテーションをめぐって:「専門家によるリハビリテーションを高めていかなければ、リハビリテーションサービスは提供できない。しかし、リハビリテーションの中での当事者運動が展開されたことが、狭い意味でのリハビリテーションが伸びていく余地がなくなってしまった」のであり、「RI の弱体化は、本来、障害者運動とリハビリテーションの視点は異なるにもかかわらず、リハビリテーションの中で障害者運動を取り組んだことにある」とする意見があった。

一方、「中途失聴者にとっては人工内耳で話せるようになるリハビリも大事ではあるが、障害者団体としては、運動を進めていくこと自体が大事である。障害者権利条約では、『このままでいい』ということや、『手話自体が言語である』とされているように、運動を進めていくことは人権のリハビリであり、手話は一言語の復活だと思っていただきたい。」という意見や、「個別の障害を軸に形成される障害者団体が大きな役割を果たしていることは誰も疑いません。他方、地域のさまざまな障害のある人々が集まって作る地域を基盤とした障害者団体が成功を収める例もあります。どちらも成功の基本は、障害のある方々自身が持てる力を結集していることだと思います。医療や支援技術あるいはユニバーサルデザインの専門家も、さらに法律家や教育者、政治家も一緒に力を合わせて働けば、その成果は一層のものになります。問題は、障害の違いに注目するのではなく、一人一人が持つ能力と可能性を十分に発展させるための活動をどう進めるのかではないでしょうか。個別の障害のある人もない人も参加して、障害のある人も含めて機会の均等化に貢献できるグローバルなネットワークとして機能すれば RI は存在する理由があると思います。」という活発な意見交換

が行われた。

報告2 「各国のソーシャルファーム」

寺島 彰氏:公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与

東京都は昨年、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定しました。このソーシャルファームについて、一般社会ではまだ十分に理解されていない状況にあるため、各国で先行している取り組みについての情報をご提供いただきました。

【要旨】定義は Social Firm Europe によれば、「障害者など労働市場において不利があるそのほかの人々を雇用するために作られたビジネス」であり、福祉事業ではないことがまずもって大事な点である。具体的には、「商取引の 5 割以上が企業活動によるもの」「従業員の 3 割以上が労働市場で雇用されない人々を雇用する事業」などの取り決めがある。

ソーシャルファームは、1970年代にイタリアで始まる。イタ



リアでは、「社会的協同組合 B 型」がソーシャルファームに相当し、特徴として企業主の社会保険料が免除される。ドイツでは「社会統合企業」が相当し、政府主導で始まったため、投資費用の補助や給与補填が手厚い。「社会的法典」に依り、雇用対象者である重度障害者の割合は 30~50%(上限アリ)である。一方イギリスでは、ソーシャルファームを支援する法律や直接的政府支援はなく、社会的企業の一形態として位置づけられ、民間チャリティー団体の活動が中心である。具体的な形態としては、保証有限会社、株式会社、産業・共済組合、コミュニティ利益会社がある。イギリスやイタリアをモデルとした独自の社会的企業を成立した韓国では、1998 年の IMF 危機への対応として着手されて以降、各種法律や認証制度など各種制度を整えてきた。韓国では、政府による社会的企業育成支援が手厚く、広範囲の「脆弱性を有する人々」が雇用されている。オランダでは、保護工場が主体であったが、2015 年以降、制度改革による保護工場撤廃以後、ソーシャルファームの育成に着手しているがまだ保護工場から抜け出せていない。

【質疑応答】

*職業リハについて:専門職養成の歴史は 100 年、ジョブコーチ 10 年程度の歴史があるアメリカでは、障害者の雇用が最終目的であり、障害者の就業には職業リハの専門家が関わっている。職業リハビリカウンセラーが制度化され、現在 1 万 8 千人の有資格者がいる。ソーシャルファームにかかるリハ専門職の養成はされているのかとの質問に対し、大学での講座をもつところもあるとの回答があった。

3. 最後に

今回の参加者は、25名(登壇者2名、一般17名、主催者・事務局6名)でした。はじめてのリモートでの報告会でしたが、ネット環境に縛られない限りどこからでも参加できるこのような報告会を、これからも開催し続けていただけたらと思います。次回は10月下旬開催予定とのことです。

編集後記

昨年度、月一回程度のペースで実施していた国際セミナーをリニューアルして、8月27日から「リハ協カフェ」という名称で再開しました。今回は、このような状況のため、リモート開催になりました。情報フォルダーでは、その内容について東京農業大

学の杉原たまえ教授にレポートしていただきました。

第2回の開催は、10月30日、第3回は12月17日を予定しています。現在のところ、会員、リハ協の各種委員会の皆様を対象に実施していますが、今後は、一般にも開放していきたいと考えています。 (寺島)

編集・発行 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 発行日 2020 年 9 月 20 日 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523